

平成17年度第4回岐阜県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催日時 平成18年3月1日(水)
13時30分～14時50分

2. 開催場所 水産会館2F中(1)会議室

3. 委員の定数 13名
出席委員 13名

太田 嘉俊	桂川 忠之	桂川 善彦	萩永 茂生
吉澤 喜	和田 有一		
安藤 幸道	渡辺 澄子		
川合 千代子	桑田 宜典	駒田 格知	寺嶋 昌代 西牧真規子

4. 審議事項 議第11号 岐阜県漁業調整規則の一部改正について
議第12号 岐阜県内水面漁場管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について
協議事項第3号 滞留する天然遡上アユの再放流事業の事前協議について
協議事項第4号 揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外申請について
その他協議事項 特定釣漁場設置要領の一部改正について

5. 議事の経過

【開会宣言】

会長： 本日は、年度末のご多忙の中、多くの委員にご出席いただきましてありがとうございます。只今から、平成17年度第4回の内水面漁場管理委員会を開催します。

本日の議題は、漁業調整規則の一部改正のほか4件でありますのでよろしくお願いします。

本日の出席委員数の確認を事務局から報告願います。

【出席委員数確認】

川出書記： 本委員会委員定数13名中13名の出席であり、岐阜県内水面漁場管理委員会事務規程第6条で定める「過半数の出席」を満たしていることをご報告します。

【議事録署名者指名】

会長： それでは、本日の議事録署名者に、安藤委員、川合委員を指名いたします。

【議第11号】

会長： それでは、議第11号「岐阜県漁業調整規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

後藤書記： 漁業法第65条第7項の規定により、岐阜県漁業調整規則の一部変更について、知事より諮問があったものです。資料5ページの新旧対照表をご覧ください。

表下段の第3条の申請又は届出の経由機関に記載されています農林商工事務所について、平成18年4月1日から岐阜県地域振興局等設置条例の一部を改正する条例が施行されます。これに伴い現地機関の組織改正が行われるため、現在、当該事務を行っている農林商工事務所の分掌事務が、新たに設立される農林事務所において実施されることとなるため、条文中の名称を変更するものです。

なお、今回の改正に伴い、農林商工事務所に置かれる事務所、つまり、中濃地域農林商工事務所郡上センター、飛騨地域農林商工事務所下呂センターが廃止され、新たに郡上農林事務所、下呂農林事務所として設置されるため、「農林商工事務所に置かれる事務所の長を含む」の文言を削除するものです。

次に、第12条第2項（許可証の携帯義務）についても同様に、現在、当該事務を行っている農林商工事務所の分掌事務が、農林事務所において実施されるため、条文中の「農林商工事務所長」を「農林事務所長」へと変更するものであります。

以上、機械的な変更となりますが、漁業法に基づいて必要な手続きですので、ご審議よろしく申し上げます。

会 長： 只今、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。
ご質問もないようですので、只今から採決を行います。
お諮りいたします。議第11号「岐阜県漁業調整規則の一部改正について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委 員： 【「異議なし」の発言あり】

会 長： ご異議がないようですので、原案のとおり決定いたします。
では、事務局、答案文案を朗読してください。

後藤書記： 岐阜県漁業調整規則の一部改正について（答申）
平成18年2月20日付け水産第328号で諮問のありました標記については、異議ありません。

【議第12号】

会 長： 続きまして議第12号「岐阜県内水面漁場管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

岩田書記： 本議案は「岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（行政手続オンライン化条例という）」の改正に伴い岐阜県内水面漁場管理委員会の所管する規定について改正するものでございます。

まず、この改正が必要となる経緯についてご説明させていただきます。8ページをご覧くださいませでしょうか。

今回改正する規程の元となっている行政手続オンライン化条例についてですが、この条例は行政手続について県民の利便性の向上、行政運営の簡素化等を図るという目的から制定されたものであり県の機関に係る申請、届出等の手続きに関してパソコン等を用い電子申請システムにて行えるよう定めたものであります。この条例に基づきまして内水面漁場管理委員会が保有している公文書の公開請求等につきましても電子申請システムを利用できるように本条例施行規程を制定しております。一方、地方自治法の一部改正により「公の施設」の管理について「指定管理者制度」が創設されました。これに伴い岐阜県においても平成18年4月から「指定管理者制度」を本格導入する予定であります。この「指定管理者制度」とは(1)にありますように「公の施設」について民間事業者が使用許可の代行も含め管理主体となることができるよう定めた制度であります。

現在、電子申請システムにて使用許可に係る手続きを行っている施設として(2)表中の施設がございます。しかし、条例には申請・処分通知等手続の実施機関に「県の機関」のみしか規程されていなかったため(4)改正後条文のように実施機関に「指定管理者」が含まれるように「県の機関等」という表現に改正されました。

これに伴い本条例施行規程の改正が必要となった次第であります。改正の内容について10ページ（新旧対照表）をご覧くださいませでしょうか。

先ほど説明いたしましたように本規程は委員会が保有している公文書の公開請求等について書面だけではなく電子申請システムにて請求できるように規程したものであります。これを県の機関にあるパソコンだけでなく指定管理者が持つパソコンからも電子申請システムを利用できるように、本規程中の関係する部分について「県の機関」という表現を「県の機関等」に置き換えるものであります。

新旧対照表にありますように第2条2の二（定義）にあります「県の機関の使

用に係る」という部分を「県の機関等の使用に係る」と改正するものと、第5条の「県の機関の使用に係る」という部分を「県の機関等の使用に係る」とするものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

- 会長： 只今事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。
先ほどの議題に引き続き、こちらも機械的な変更です。ご質問もないようですので、只今から採決を行います。
お諮りします。議第12号「岐阜県内水面漁場管理委員会の所管する手続等に係る岐阜県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員： 【「異議なし」の発言あり】

- 会長： ご異議がないようですので、議第12号については原案のとおり決定いたしました。

【協議事項第3号】

- 会長： 次に、協議事項第3号「滞留する天然遡上アユの再放流事業の事前協議について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

後藤書記： 14ページをご覧ください。

平成16年第1回の本委員会において決定された「滞留する天然遡上アユの再放流取扱要領」により、3組合から増殖事業としての認定を受けるため、事前協議の申請があったものです。

要領では、汲み上げ再放流を漁業法第127条第1項に規定する増殖として認定するための条件として、稚アユのそ上が著しく阻害されている場合に限ること。事前に当委員会に汲み上げ再放流の計画について説明されていること。採捕した稚アユが健全に上流域等に放流され、資源の増加に寄与した場合とすること。具体的には、アユに著しいストレスを与えない採捕の方法であること。汲み上げ放流量の確認は、組合役員若しくは事務員が立会し、報告の責任を明らかにすることなどが、認定の条件となっています。

前年に申請のあった牧田川、根尾川筋、恵那漁業協同組合の実績は、資料の下端に記載してございますが、牧田川漁協 30kg、根尾川筋漁協 122kg、恵那漁協 209.7kg という実績で、昨年9月に開催した本委員会において承認いただき、各漁協の平成17年の義務放流実績に加算されております。

今回、前年度に引き続き、同じく3組合から事前協議書の提出がありましたので、その計画の内容が増殖事業に認定するに十分な内容であるか否かについて、ご審議をお願いします。

なお、資料中段には、同要領に基づいた手続きのフローが図示してございますので、参考までに確認願います。

それでは、申請のありました3組合の実施計画について、配布資料中に、各組合からの申請書の写しを添付してありますので、これに沿ってご説明いたします。

まず、牧田川漁協からの申請です。17ページをご覧ください。

採捕場所は、昨年と同様、養老町を流れる牧田川の国土交通省第11号堰堤付近となります。場所は、資料20ページに示してあります。この付近は、例年、春から夏に掛けて水位が低下し、さらに、魚道が設置されていないこともあり、遡上時期になると稚アユが堰堤を上がれず滞留してしまいます。この結果、これまでに、カワウ等による捕食や渇水による酸欠死などが問題となっています。

事業期間は、4月1日から6月30日までとし、採捕方法、輸送方法については、要領に示されているとおり、魚体にダメージを与えないよう、小型のエリを用いて捕獲し、随時21ページの地図に示された添付資料の地図に示された上流の再放流場所へ輸送する計画です。なお、採捕予定数量は、1,000kgです。

次に、根尾川筋漁協からの申請です。23ページをご覧ください。

採捕場所は、昨年と同様、旧真正町の海老堰堤から旧本巣町の山口用水堰堤ま

での根尾川となります。資料26ページに採捕区域が示してあります。山口用水堰堤から下流の根尾川は、農繁期になると農業用の取水により、ほとんど水が流れなくなるため、大きな水たまりのような池になってしまいます。当然、天然遡上してきた稚アユや在来魚が水たまりに取り残される等、カワウ等による捕食や酸欠死が問題となっています。

事業期間は、4月1日から6月30日までとし、先に述べた2つの堰堤付近が主な採捕場所となります。なお、採捕方法、輸送方法については、魚体にダメージを与えないよう、タモ網や四ツ手網等を用いて捕獲し、畜養の量に応じ、1日に数回、27ページの地図にあるように、上流の再放流場所へ輸送する計画です。なお、採捕予定数量は、1,000kgです。

続きまして、恵那漁協からの申請です。29ページをご覧ください。

採捕場所は、恵那市の阿木川ダム湖へ流入する阿木川と岩村川の合流点となります。阿木川との合流点には堰堤があり、魚道が設置されていますが、破損等により魚道機能が低下しており、その機能が十分に発揮されていません。さらに、同様に岩村川との合流点にも堰堤がありますが、魚道自体が無いため、再生産した稚鮎が堰堤を上がれずに滞留するなど、上流域の漁業や遊漁に活用されないまま、カワウ等による捕食が目立っています。このため、堰堤下流域に滞留した稚アユを採捕し、上流域及び漁協管内の河川に再放流することで、ダム湖産アユ資源の有効活用を図ることを目的としています。

事業期間は、4月1日から7月31日までとし、採捕方法、輸送方法については、膝持網、タモ網、四ツ手網、カゴ網等を用いて捕獲し、基本的に毎日、32ページの地図に示された管内の再放流場所へ輸送する計画です。なお、採捕予定数量は、1,000kgです。

以上、3組合からの事業計画について、増殖事業として適切な内容であるか否かについてご審議をお願いいたします。

会長： 只今事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。
阿木川ダム湖で再生産したアユは、今年は順調に育っているのですか。

桂川(忠)委員： 阿木川ダム管理所にお願いして、昨年から調査を行ってもらっていますが、稚アユの成長はいいということでした。

後藤書記： 昨年から、阿木川ダム湖でのアユの再生産のメカニズムを解明する調査が水資源機構のダム管理所で行われています。これまで県の調査では、阿木川に遡上したアユが産卵していることは確認していますが、資源量から見て、産卵の大部分がダム湖内で行われていると考えられています。そこで、ダム湖内のどこで、どのように産卵が行われ、どのように成長しているのかを現在、調査中ということになります。

会長： ご質問もないようですので、只今から採決を行います。
お諮りします。協議事項第3号「滞留する天然遡上アユの再放流事業の事前協議について」は、承認することに異議ありませんか。

委員： 【「異議なし」の発言あり】

会長： ご異議がないようですので、協議事項第3号については承認することを決定します。

【協議事項第4号】

会長： 次に、協議事項第4号「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外申請について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

後藤書記： 「揖斐川上流域における水産動植物の採捕の禁止」に係る委員会指示について水産資源の保護・培養に資する調査・研究のための適用除外申請があり、その是非について審議いただくものです。34ページをご覧ください。

平成15年3月に開催された本委員会で「揖斐川上流域における水産動植物の採捕禁止」に係る委員会指示について、調査研究、増殖を図る目的で、当委員会が特に認めるものについては適用除外を認めることとなりました。

これは、当委員会の駒田委員から、徳山ダム建設に伴って、当該地域の魚類相がどのように変化するかを調査したいとの申し出があったことによるものです。委員会指示による禁止区域の設定以来、約3年が経過しました。その間、当委員会の承諾を受け、調査を実施された駒田先生から報告いただいた調査状況の内容について説明いたします。なお、採捕区域は、38ページにあります地図に示してあります。

先ず、浮遊魚について、平成16年の調査では、主としてアマゴについて、本流の禁漁指定区域を含め、その下流（才谷合流部下流）にてかなりの増加が見られました。平成17年5月から8月の調査では、平成16年10月の台風23号による大洪水の影響からか、禁漁指定区域を含めた上流域では、アマゴを始めとする浮遊魚はかなり減少していました。しかし、徳山ダムの下流域（旧藤橋村鶴見地区）と比較しても、ダム上流では多くのアマゴ等の浮遊魚の生息を確認しており、洪水による影響は比較的小さかったものと考えられました。

次に底生魚について、平成16年の調査では、カジカ、アカザには変化はみられないが、アジメドジョウに関しては、道谷、西谷の所々で1㎡当たり10尾以上の生息が目視されました。平成17年の調査では、平成16年10月の大洪水の影響からか、禁漁指定区域を含めた上流域では、浮遊魚と比べて影響は少ないものの、生息数は減少傾向にありました。但し、揖斐川本川合流部付近において徳山ダム建設所が調査の目的で設置した「登り落ち」には、多くのアジメドジョウが捕獲され、さらに、徳山ダム上流域の揖斐川本川全域でアジメドジョウの稚魚が多く採捕されたことから、資源的な減少は小さい範囲内に収まったものと考えられました。

なお、駒田先生からは、今年の秋から始まる試験湛水に向け、継続して調査を実施したいと、35ページにあるとおり、指示事項の適用除外申請書が提出されております。

調査内容は、これまでの計画と同様、4月1日から来年3月31日までの1年間、使用する漁具は、投網とタモのみで、採捕した魚類は体長測定後、すべて現地にて放流する計画です。

以上、委員会指示による揖斐川上流域の禁漁区に係る適用除外申請の内容の適否についてご審議をお願いいたします。

会 長： 只今、事務局から説明がありましたが、何かご質問などございませんか。

駒田委員： 今年の秋からダムの湛水化が始まります。かねてから心配しましたのは、ダムの建設が始まり、さらに、湛水化が始まると、在来魚の生息域が狭くなり、在来魚にどのような変化が生じるかについて憂慮していました。そこで、本委員会の指示により上流域に採捕禁止区域を設定していただいた経緯があります。

一昨年10月の台風23号により普段の20倍以上の出水があり何もかも流れてしまったような状況となりましたが、禁止区域の設定のおかげで、天然のアマゴが増え、今年も大量のアマゴ稚魚を確認しております。さらに、アジメドジョウ等の底生魚についても増えており、調査の結果から、委員会指示による禁止区域の指定には大きな効果があったと言えます。

会 長： 他にご意見はございませんか。

川合委員： 川が荒れた原因については、大雨・洪水もありますが、やはり工事の影響もかなり響いているのではないかと思います。

会 長： ご質疑もないようですので、只今から採決を行います。

お諮りします。協議事項第4号「揖斐川上流部に適用された委員会指示事項の適用除外申請について」は、申請のとおりで異議ありませんか。

委員： 【「異議なし」の発言あり】

会長： ご異議がないようですので、協議事項第4号については申請のとおり承認することを決定します。

【その他協議事項】

会長： 次に、その他協議事項「特定釣漁場設置要領の一部改正について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

浅野書記： 特定釣漁場設置要領の一部改正についてご説明申し上げます。資料の21ページをご覧ください。特定釣漁場設置要領というものがございしますが、これは平成15年1月に県が制定したものでございます。特定釣漁場とは、通常、漁場として利用出来ない場所を有効利用するための制度でございします。現在、県内30箇所ほどが設置してありますが、どのような場所なのかということについては、配布させていただいております資料に県内の2箇所の特定釣漁場の写真を載せてありますのでご確認ください。主に女性や子供、ファミリーを中心に安定的に、安全に釣りを楽しんでいただけるよう、例えば、キャンプ場などに併設されており、有効に活用されています。この有効利用に関して、当然のことながら、一般遊漁者とのトラブルが発生する恐れがございします。こういうことを防ぐために県の方では特定釣漁場設置要領を制定してございします。現在の設置要領は、資料の44、45ページにございします。今回、県の方で、この設置要領の第6の設置期間と第9の制限事項等の2項目について改正したいということで、事前に委員の皆様のご意見を伺いたいということでございします。

前回、平成15年1月22日に制定した際にも、事前の1月10日の本委員会で議論していただき、特にご意見はありませんでしたので、県の方で各漁協へ通知して、運用されてきました。

42ページに今回の改正の経緯が示してございします。特定釣り漁場とは、主に山間部の溪流を利用するわけですが、取扱いによっては、一部の漁場を漁業権者つまり漁協以外の第3者に売り渡す。つまり、瀬売りという言葉がございしますが、漁業法第29条に規定する貸付の禁止に当たる行為のことです。これに違反する形で第3者が管理しているようなことがありますので、こういったことを防ぐためにも、このような要領が定められているということでもあります。

今回、愛知県との県境漁場における特定釣漁場の取扱いについて問題が発生したというよりもこの管内にあります漁協の方から、特定釣漁場を開設したいという事前協議が県の方にありました。これまでの設置要領では、漁業権魚種に限って特定釣漁場へ放流してもよいという内容になっています。現在、多く行われているのはニジマス、アマゴ、イワナとなりますが、いずれも漁業権者である漁協が放流している魚です。つまり、特定釣漁場を設置するためには、一方で漁業権魚種として放流しなければならないという制限が付けられています。

岐阜県と愛知県境の木曽川というのは、ご承知のとおり県境漁場が約45kmに渡る共同漁場で、岐阜県の2漁協、愛知県の2漁協の計4漁協が共同管理している漁場になっています。県境漁場における漁業権免許は、互いの県が交代で免許してきた経緯があり、現在の漁業権免許は、平成16年からは岐阜県知事の免許となっています。その時問題となりましたのが、愛知県の木曽川漁協が愛知県一宮市になりますが、木曽川の一部利用して釣り堀的漁場を開設し、漁業権魚種でないブラウントラウトやニジマスを放流していました。県境は川の真ん中にあり、免許は、それぞれの知事が交代で行っていますが、自治法の関係もあり、調整規則等は、それぞれの行政区域にしか及びません。ですから、岐阜県の特定釣漁場設置要領は、愛知県には及びません。愛知県の考え方では、漁業権魚種でなくてもよいというものです。さらに、その名称についても、川釣り体験場という名称を使っており、特定の魚を放流し、料金を取っていると、いわゆる岐阜県が行っている特定釣漁場と全く内容は同じです。平成16年の免許の際、岐阜県の「特定釣漁場設置要領」に合わせてもらいたいとお願いしましたが、岐阜県のルールを直接反映させることは困難とする愛知県からの意見により、遊漁規則、行使規則の中では「川釣り体験場」として釣場内への一般遊漁者等の立入を制限する形

で整理を行いました。

先日、当該県境漁場の漁業権共有名義人である日本ライン漁業協同組合から、美濃加茂市内及び坂祝町内において特定釣漁場を開設したいとする相談が県へございました。内容は、ニジマスとアマゴで行いたいとする特定釣漁場の開設希望でした。しかし、岐阜県の「特定釣場設置要領」に従えば、ニジマスは漁業権魚種でないことから、特定釣漁場は開設できないこととなりますが、同様の釣り堀的漁場を開設している愛知県はできると、同一漁業権漁場内で矛盾が生じることとなります。

もう一つは、近年、県内の多くの漁協の遊漁料が減収しており、こういった漁場を開設することにより、安定的な収入を図りたいという意向もありますので、漁業権魚種以外の魚種でも特定釣漁場で利用できないかということを考え、今回の提案させていただいた改正の理由ということになります。

考え方といたしまして、岐阜県では、漁業権魚種として指定することによって、一般の遊漁者とのトラブルを防ぎたいと、つまり、漁協が開設する釣漁場が、一般の漁場では放流していない魚で料金を取り、さらに、同じ魚について一般の漁場でも料金を取るとイレギュラーな感じとなりますので、これまでは、漁業権魚種に制限した方がスムーズに特定釣漁場を運用出来るのではないかと考えていました。

そこで、46、47ページにあるように漁業法の解説を調べてみました。この中で、神奈川県や岐阜県からの照会による水産庁の回答や水産庁の「漁場計画樹立に関する問答集」の中で、漁業権漁場内における釣り堀的漁場の開設につきましては、魚が逃げ出さないように一定の区域内で特定成魚を放流する場合、その放流は、増殖行為と認められない。つまり、漁協が行う放流事業とは見なさない。その区域で、魚を捕った場合は、遊漁には該当しない。ニジマスを放流してそれを釣った場合には遊漁とは見なさず、遊漁料は取れないこととなります。これが大前提となります。なお、遊漁料には該当しませんが、一般の遊漁との調整のために、釣り堀的漁場をつくり、魚が逃げ出さないようにし、その特定の魚を捕る行為については、遊漁規則に規定しても問題はないとされています。ですから、これまで岐阜県では、遊漁規則に制定し、遊漁料とは別の料金体系を組んで徴収するという形にしてあります。

今回の設置要領の改正点といたしまして、43ページにありますように、第6開設できる期間は、漁業権行使規則及び遊漁規則に定める魚種の漁業期間又は遊漁期間の範囲内とするとありますが、但し、定めのない魚種については、この限りではないとします。つまり、漁業権魚種以外の魚でも運用出来るように整理します。そして、制限事項等、第9の2項、特定釣漁場の放流魚は、漁業権魚種でなければならないを、但し、次に示す要件を満たす場合については、この限りではない。(1) 河川の形状、魚種の性質あるいは工作物の設置等により、放流された特定の魚種が、天然のものと混合しない場合、つまり、スクリーンや固定した網等で魚が逃げ出さないようにし、一般の漁場にいる魚と混じらないようにして、そこを釣り堀的に釣らせる場合に限って、漁業権魚種でなくてもできます。というようにする。一般的な溪流漁場のように石段で区切ったりする程度ではなく、人工的な工作物で仕切った場合についてのみ、漁業権魚種でなくてもできるというようになります。続きまして、(2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により特定外来生物に指定された生物ではない場合、つまり、現在、ブラックバスやブルーギル、チャネルキャットフィッシュが指定されていますが、これら特定外来生物については、やってはいけないということにしたいと考えています。今後、こういう内容で取扱いについて検討していきたいと考えています。

元に戻りますが、漁業権魚種以外の魚でも、地域振興あるいは、漁業振興、漁協の経営安定のために釣り堀的な運用ができるような制度に持っていきたいと考えています。但し、一般に生息している魚との混合だとか、あるいは遊漁者とのトラブルについては、防がなくてはなりませんので、このような条件が整っている場合に限り、これを認めるというように持ってきていたいと考えています。事前に委員の皆様のご意見をお伺いいたしまして、要領の改正について各漁協へ通知して整理していきたいと考えています。いずれ、要領が改正されますと、こ

れに基づいて、遊漁規則の変更申請があがってまいりますので、その時点でまた委員会の方へ諮問させていただくこととなりますので、ご審議いただきたいと思います。以上、提案させていただきます。

会 長： 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見などございませんか。

吉澤委員： ニジマスについては問題ないと思いますが、ブラウントラウトについては、逃げ出した場合、イワナと交雑する可能性があります。

浅野書記： 岐阜県のこの設置要領では、魚種を遊漁規則の中で設定するようにしてあります。ですから、予め、どのような魚種で開設するかについて申請されますので、仮にブラウントラウトについて申請があれば、本委員会へ諮問されますし、それ以前に、県への事前協議の段階において、特定外来生物ではなくても、問題の生ずる可能性のある魚種については認めない方向で整理します。つまり、岐阜県の場合は、遊漁規則への申請の際にチェックができます。但し、愛知県の場合は、遊漁規則中で魚種を指定しておりませんし、料金の設定もありません。岐阜県では、魚種も料金も遊漁規則の中で整理していきたいと考えております。

臼田事務局長： 外来魚については、特定外来生物法に基づき、環境省が生態系へ悪影響を及ぼす生物については、順次、指定していくと聞いておりますし、特にブラウントラウトについては、今後、指定される可能性が濃厚とも聞いております。県としても特定外来生物の候補になっている魚種については、認めない方向で指導していきたいと考えています。

会 長： 増水時には、やはり逃げるのではないか。逃げ出した魚を釣っても問題はないのか。

浅野書記： 水産庁の回答によれば、漁業権魚種ではないニジマスを特定釣漁場へ放流し、洪水等で逃げだした場合には、その魚を釣っても遊漁料が取れないこととなります。また、特定釣漁場が開設していない期間に、釣り残した魚を釣りに来てもその魚が漁業権魚種でない場合は、遊漁料が取れないこととなります。ですから、これまで岐阜県では、漁業権魚種でなければならぬと規定していたわけです。しかし、現場でのトラブルが無いように漁業権魚種だけしかできないとすれば、一方で地域振興ができないことにもなってしまいますので、どちらを取るのかということになります。漁業権魚種を放流している漁協であれば、網の中でも、外でも料金を取れることとなりますが、漁業権魚種以外の魚で特定釣漁場を開設しようとする漁協へはこのリスクに対して責任を持つ必要があると思います。

会 長： 河川内に人工工作物を設置する場合は、河川管理者の占用許可が必要ではないか。

浅野書記： 恒久的な工作物でなければ、河川管理者への届出で済む場合が多いです。開設する際には、事前に河川管理者と調整する必要があります。

会 長： お客さんが増えることはいいことですが、生態系へ与える影響はできるだけ少ない方がいいと思います。

浅野書記： 岐阜県には30箇所ほどの釣り場がありますが、その殆どはニジマスが中心です。ニジマスは釣りやすい魚ですし、特定釣漁場にするがために、ニジマスを漁業権魚種にして、一般の漁場ではあまり利用しないけれども、稚魚を放流しているという漁協は結構あります。少なくとも、岐阜県の河川ではニジマスが自然繁殖した報告はありませんし、魚食魚ですから、アユの稚魚などを食べる等、いやがられている魚という傾向はあります。飛騨地方のダム湖などを中心に放流されています。殆どの漁協の場合は、数千尾単位でしか放流していませんので、増殖事業といえるかどうか最低レベルの放流となっています。

今後、この改正した要領が運用されますと、漁業権魚種から外して、特定釣漁場だけに放流していくという漁協も増えると思います。

桂川(忠)委員： 河川内に池のようなものをつくって逃げないように管理するということだと思いますが、実際には難しいのではないのでしょうか。

浅野委員： 自然の状態で仕切ができるような場所に限られてくると思います。つまり、現在の溪流に開設されている特定釣漁場では難しいと思います。例えば、現在、話が来ているのは、遊水地の中の湧水池といったかなりの洪水がないかぎり水が浸からない場所だとか、河川の中州と護岸の間といった川幅も狭く、水深も浅い場所で上流と下流を工作物でしっかりと仕切れる場所などとなり、こういった場所でないとかかなり難しいと考えられます。

会 長： 他に何かございますか。

川合委員： 先日、高知県の物部川に行って来ました。前年度に人工ウンドをつくり、在来魚の増殖に成功したということでしたが、洪水によって流されてなくなってしまったということでした。この逆に、揖斐川の浚渫工事中にたまたま洪水があり、流れが変わって立派な漁場が出来たこともありました。
川の流れの角度をとらえると、淵はちょっとの手加減でつくることもできますので、そういう研究も必要だと思います。今、川の中に大きなブロックを置いたりしていますけれども、これだけで川の流れは大きく変わり、自然の力で淵が出来ると思います。

浅野書記： 今のお話ですが、県の事業として10年以上取り組んできましたが、3年ほど前から県の予算が厳しくなり、水産としての事業は中断しております。しかし、お話の工法については、県内18箇所程度で実施しました。

川合委員： お金がすごく掛かることは分かりますが、例えば、河川工事のついでに出来ないものなのでしょうか。

浅野書記： やってみて分かったのは、中途半端にやると流されて困ったことになるということです。

川合委員： 昔の人は、水制工は魚の産卵に効果があったと言います。今、河道掘削の途中で、意外とたくさん出てきたりして驚かれることもあるんですが、あの陰になった部分が最近見直されていると聞いています。原点に戻ってやったらと思います。

浅野書記： 木工沈床もかなりやりましたが、雑魚などがたくさん入り込み、非常に有効とは思いましたが、それによって遊漁者が増加したとか、目に見える費用対効果が見えにくいものです。

会 長： 駒田先生、ご意見はございませんか。

駒田委員： 遊漁者といっても、どうしても特定の人になりがちです。もっとすそ野が広がり、色々な人が川に来てくれると効果が見えやすいのではないかと思います。

太田委員： うちの組合でも、成魚放流すると遊漁者は特定の人になりがちです。天然の魚が増えると色々な方が来てくれます。今後は、稚魚放流に力を入れていきたいと考えています。

臼田事務局長： 選択する魚種は、やはり、県内で放流されている漁業権魚種を対象にして考えていかざるをえないと思います。漁業権魚種にしていなくても特定釣漁場は開設できるが、選択できる魚種は県内で漁業権魚種に指定されている魚種という方向で漁協を指導していきたいと考えています。

会 長： ご意見も尽きたようですので、「特定釣漁場設置要領の一部改正について」は各委員さんからの意見を踏まえ、指導をお願いします。

以上で、議案の審議は全て終了しましたが、せっかくの機会でありますので、「その他」何かご発言はありませんか。

川出書記： 平成18年度につきましては、本年度と同様、4回の開催を予定しており、委員の皆様方にはその都度ご連絡をさせていただきますのでよろしくお願いします。

会 長： ご意見もないようですので、これもちまして本日の委員会を閉会します。委員の皆様のご協力により委員会がスムーズに閉会することができました。誠にありがとうございました。

平成18年3月1日

会 長

議事録署名者

委 員

委 員